

議案第 号

公の施設（宝塚市立長谷牡丹園）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年（2021年）11月 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

- 1 公の施設の名称 宝塚市立長谷牡丹園
- 2 指定管理者となる団体 宝塚市大原野字丁裏11番地
特定非営利活動法人 西谷仕事人
理事長 龍見 昭 廣
- 3 指定の期間 令和4年（2022年）4月1日から
令和9年（2027年）3月31日まで

議案第 号及び第 号

公の施設の指定管理者の指定について
地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

宝塚市立長谷牡丹園指定管理者候補者の選定について

1 指定管理者候補者

団体名称 特定非営利活動法人 西谷仕事人
代表者 理事長 龍見 昭廣
所在地 宝塚市大原野字丁裏 11 番地

2 指定期間

令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

3 候補者選定までの経過

(1) 第 1 回選定委員会 令和 3 年 8 月 3 日（火）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催
（募集要項・業務の概要・選定基準・応募者の指名等の決定）

(2) 指定管理者指定申請書提出依頼 令和 3 年 8 月 20 日（金）

(3) 指定管理者指定申請書受理 令和 3 年 9 月 16 日（木）

(4) 第 2 回選定委員会 令和 3 年 9 月 28 日（火）

（書類審査及びプレゼンテーション審査の実施、候補者決定）

4 市が候補者を特定した理由

宝塚市立長谷牡丹園条例第 12 条第 1 項で、「指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、長谷牡丹園の管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする」とされている。特定非営利活動法人 西谷仕事人は、文化的・経済的に活力のある地域社会づくりに寄与することを目的に、自然環境を利用した市民交流促進事業や里山活用保全事業などを行っており、これまでに主催したイベントの実績を活かした牡丹園の魅力増進や集客力の向上だけでなく、西谷全体の活性化が期待できる。

当該団体は牡丹の栽培経験がないことが懸念されるが、技術習得に積極的な姿勢を見せており、また、地元団体であることから現指定管理者である長谷牡丹園芸組合とも交流があることから、牡丹の栽培技術についても一定の水準を保てると判断し、長谷牡丹園の管理を行わせるに最適な団体として、特定非営利活動法人 西谷仕事人を令和 4 年度からの指定管理者の候補者として特定したものです。

5 選定委員会における審査

(1) 選定委員会委員

委員長	金地 通生（神戸大学大学院農学研究科准教授）
委員長職務代理者	越智 彰（越智総合会計事務所 税理士）
委員	田中 香織（宝塚商工会議所 中小企業相談所総務課長）
委員	三宅 元一（阪神農業改良普及センター 農政専門員）
委員	橋本 絵美子（市民公募委員）

(2) 選定方法

- ア 選定を行うため、評価項目（15項目）と配点（120点満点）を設定し、各項目を5段階で評価することとした。
- イ 選定に際しては、委員5名の評価点を合計して600点満点とし、360点（60%）を必要最低点数と定めた。
- ウ 申請者の提案内容を確認するため、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価項目ごとに評価した。
- エ 必要最低点を上回ったため、指定管理者の候補者としてふさわしいかどうかを意見交換の上、候補者として選定した。

(3) 選定委員会における評価結果

評価点（600点満点中）407点

(4) 選定理由

- ア 長谷牡丹園は地元密着型の施設であるため、西谷地区について熟知し、人的な繋がりのある地元団体が候補者として立候補したことは、望ましい状況と考えられる。また、牡丹園のみならず、西谷地区全体の活性化に対しても意欲的な姿勢であり、これまでの活動実績を生かしたイベントの開催など、年間を通じての集客に貢献するものと見込まれる。
- イ 開園以前から20年以上に渡り牡丹の栽培を継続していた現指定管理者に比べ、栽培経験がないことが懸念されるが、先進地の研修等による技術の向上が見込めることと、長谷牡丹園を継続していきたいという志を評価し、今後実績を積んでいくことを期待する。
- ウ 採点結果が600点満点中407点（67.8%）となり、必要最低点である360点（60%）を上回っていると認められたため、指定管理者の候補者として選定することが適当であると判断した。

(5) 付帯意見

栽培専門家のアドバイスを受けた栽培管理リーダーを早期に育成し、年間を通じた統合的な栽培管理を行えるような体制を早期に確立して運営にあたること。

6 今後の予定

市議会にて指定の議決を受けた後、以下のスケジュールで業務の開始に向けて準備を進める。

令和3年（2021年）12月中旬	指定管理者を指定する告示 指定管理者指定書の通知
令和4年（2022年）4月1日	基本協定・年度協定締結 新たな指定期間における管理運営の開始

令和 3 年（2021 年）9 月 28 日

宝塚市長 山崎 晴恵 様

宝塚市立長谷牡丹園指定管理者選定委員会
委員長 金地 通生

宝塚市立長谷牡丹園指定管理者の候補者選定について（答申）

令和 3 年(2021 年)8 月 3 日付宝塚市諮問第 1 9 号で諮問のありました標記のことについて、指定管理者の候補者を選定しましたので、下記のとおり答申します。

記

1 選定の目的

宝塚市立長谷牡丹園（以下「長谷牡丹園」という。）を管理する指定管理者の指定期間が令和 4 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの 5 年間に於ける当該施設の指定管理者として適当な候補者を選定する。

2 選定結果

- (1) 団体名 特定非営利活動法人 西谷仕事人
- (2) 代表者 理事長 龍見 昭廣
- (3) 所在地 宝塚市大原野字丁裏 11 番地
- (4) 選定理由

ア 長谷牡丹園は地元密着型の施設であるため、西谷地区について熟知し、人的な繋がりのある地元団体から応募があったことは、望ましいことと考えられる。また、当該候補者は長谷牡丹園のみならず、西谷地区全体の活性化に対しても意欲的な姿勢であり、これまでの活動実績を生かしたイベントの開催など、年間を通じての集客に貢献するものと期待できる。

イ 開園以前から 20 年以上にわたり牡丹の栽培を継続していた現指定管理者に比べ、栽培経験がないことが懸念されるが、先進地の研修等による技術の向上が見込めることと、長谷牡丹園を継続していきたいという志を評価し、今後実績を積んでいくことを期待する。

ウ 採点結果が 600 点満点中 407 点（67.8%）となり、必要最低点である 360 点（60%）を上回っていると認められたため、指定管理者の候補として選定することが適当であると判断した。

採点結果は別紙のとおり

3 付帯意見

栽培専門家のアドバイスを受けた栽培管理リーダーを早期に育成し、年間を通じた統合的な栽培管理を行えるような体制を早期に確立して運営にあたってほしい。

4 選定経緯

- (1) 第1回選定委員会 令和3年8月3日(火)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催

(募集要項・業務の概要・選定基準・応募者の指名等の決定)

- (2) 指定管理者指定申請書提出依頼 令和3年8月20日(金)

- (3) 指定管理者指定申請書受理 令和3年9月16日(木)

- (4) 第2回選定委員会 令和3年9月28日(火)

(書類審査及びプレゼンテーション審査の実施、候補者決定)

5 選定方法

- (1) 「指定管理者選定方針 8 申請資格等」の規定に基づき、申請者が要件を満たしていることを事務局において確認し、選定委員会に報告した。

- (2) 選定委員会における選定

ア 選定を行うため、評価項目(15項目)と配点(120点満点)を設定し、各項目を5段階で評価することとした。

イ 選定に際しては、委員5名の評価点を合計して600点満点とし、360点(60%)を必要最低点数と定めた。

ウ 申請者の提案内容を確認するため、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価項目ごとに評価した。

エ 必要最低点を上回ったため、指定管理者の候補者としてふさわしいかどうかを意見交換の上、候補者として選定した。

6 選定委員会委員

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 委員長 | 金地 通生(神戸大学大学院農学研究科准教授) |
| (2) 委員長職務代理者 | 越智 彰(越智総合会計事務所 税理士) |
| (3) 委員 | 田中 香織(宝塚商工会議所 中小企業相談所 総務課長) |
| (4) 委員 | 三宅 元一(阪神農業改良普及センター 農政専門員) |
| (5) 委員 | 橋本 絵美子(市民公募委員) |

資料 3

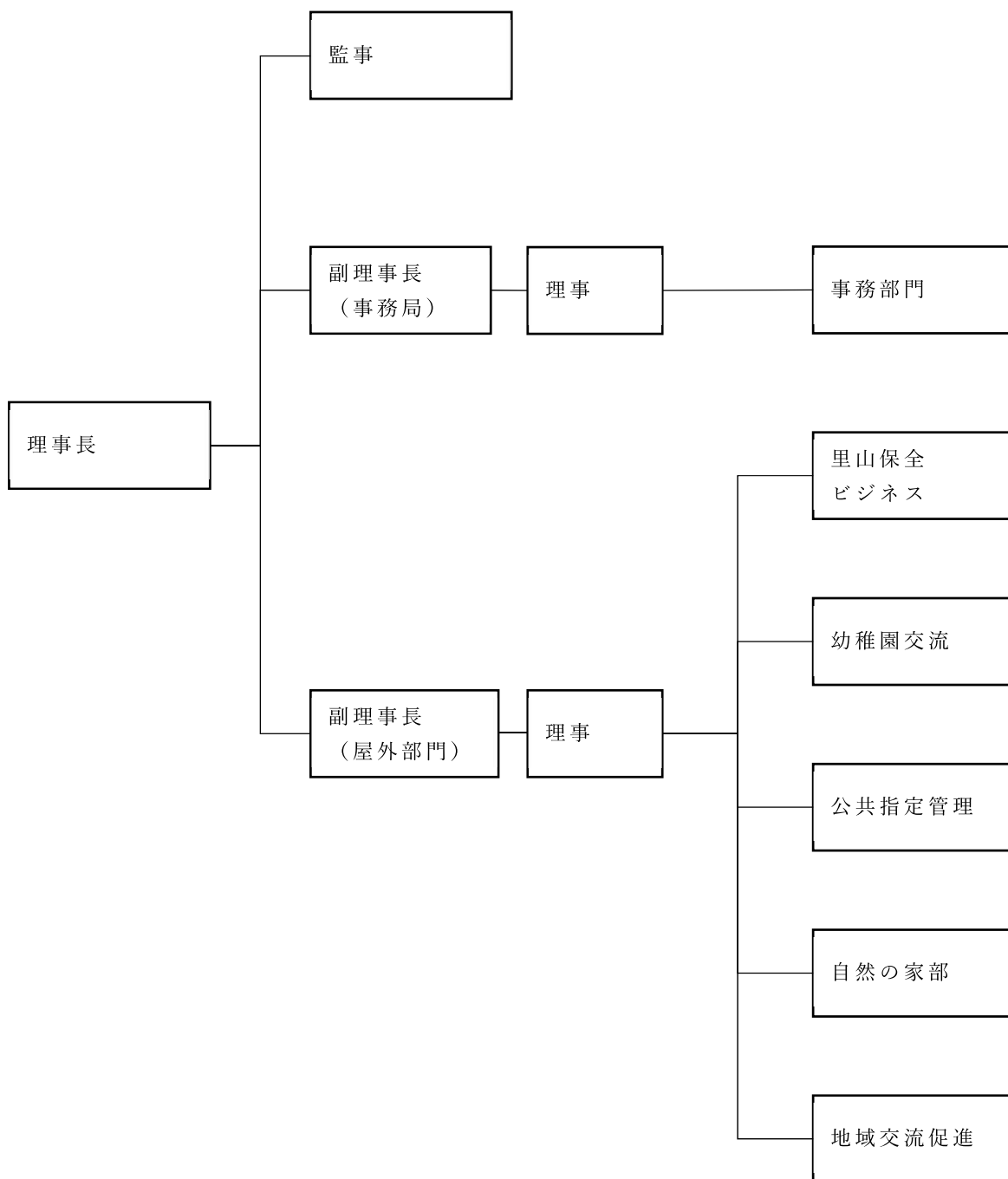
項目		配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	総合
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	10	6	8	6	10	40
	利用対象者が平等な利用を確保できるものであること	10	8	6	8	6	10	38
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)であるか	10	8	6	6	7	8	35
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っているか	10	8	6	6	7	8	35
効率性	経費縮減のための具体的な方策があるか	10	6	6	6	6	8	32
	適正な収支計画がなされているか	10	6	6	4	6	6	28
管理(運営)能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	4	3	2	3	3	15
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっており、適正な管理運営になっているか	5	4	3	3	3	3	16
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定していること	5	4	3	3	3	3	16
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	5	4	3	3	3	3	16
	当該施設または類似施設の管理運営実績があるか	5	4	3	3	3	3	16
管理(維持)能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	8	4	6	6	8	32
	施設の維持管理の範囲が適性でその体制が明確にされ、安全・安心の施設管理が出来ること	5	5	3	3	3	4	18
特殊性	牡丹園の花の魅力を高めるための肥培管理、及び、調査及び研究を推進していること	10	8	6	4	6	6	30
	観光農園を通じて地域の魅力発信と活性化に努めていること	10	10	6	6	8	10	40
計		120	97	70	71	76	93	407
							総合判定	適・否

法人等の活動概要

令和 3 年 9 月 1 日現在

項 目		内 容			
法人等名称		特定非営利活動法人 西谷仕事人			
代表者役職・氏名	役職名	理事長	氏名	龍見 昭廣	
所在地		宝塚市大原野字丁裏 11 番地			
設立年月日		令和 2 年 9 月 25 日			
資本金（千円）		36			
会計年度		4 月 1 日 ～ 3 月 31 日			
役員構成・氏名		役職名	理事長	氏名	龍見 昭廣
		役職名	副理事長	氏名	■■■■■
		役職名	副理事長	氏名	■■■■■
		役職名	副理事長	氏名	■■■■■
従業員数	従業員総数		21 名		
	うち 有資格者の 保有状況	有資格者の種類、経歴等			人数
		公認会計士、税理士			1 人
		行政書士、2 級建築士、測量士補、宅建主任者、 防火管理者、2 級販売士			1 人
経営理念及び方針		まちづくり活動を積極的に取り組みながら、法人としては現状に満足することなく、常に新しい発想を持って変化進歩を追い求めること。 西谷まちづくり協議会、西谷自治会連合会を中心としたイベントに積極的に参加するとともに市街地施設とも交流を深めていく。			
沿革		平成 26 年当時、阪神北県民局環境課が提案した里山ビジネスモデル事業に応募し、プロジェクトチームとして発足し新作り事業を行ってきた。一方、安納芋栽培を 6 年ほど前から始め、焼き芋として、まちおこしを行い市街地市民と交流を図っている。さらに自然の家を利用した野外体験活動を行っている。			
組織図		※組織図を添付のこと			
目的		地域住民及び市街地住民に対して、地域特性を活かした相互交流事業を行い、まちづくり、子どもの健全育成、環境保全への貢献により、文化的、経済的に活力のある地域社会づくりに寄与することを目的とする。			
事業内容		(1) まちづくりの推進を図る活動 (2) 子どもの健全育成を図る活動 (3) 環境の保全を図る活動			
その他特記事項		地域貢献活動を企業の経営方針に取り入れている会社との協働作業として日本航空グランドサービス(株)と県有林の里山整備活動と、耕作放棄地を利用した黒豆・枝豆栽培を行っている。			

法人の組織図



☆他 組織外協力者 1名

○宝塚市立長谷牡丹園条例（抜粋）

平成17年6月30日

条例第49号

（指定管理者の指定）

第12条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、長谷牡丹園の管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に長谷牡丹園の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査するものとする。

(1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が長谷牡丹園の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 長谷牡丹園の管理を安定して行う能力を有していること。